

監査報告書

令和3年5月18日

学校法人 桐丘学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 足田博之 

監事 前原勝 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人桐丘学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人桐丘学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、学校法人桐丘学園監事監査規程に準拠し、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上